

議案第 39 号

あきる野市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 31 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

標準下水道条例（昭和 34 年 11 月 18 日付け厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号）が改正されることに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市下水道条例の一部を改正する条例

あきる野市下水道条例（平成 7 年あきる野市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「置かなければ」を「選任しなければ」に改める。

第 6 条の 3 第 1 項第 2 号中「専属して」を「選任されて」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、都の区域内における他の事業所について兼任することを妨げない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。